

平成16年3月16日

特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター
理事長 横田克巳 様

足立区足立保健所長
吉川 泉



保健所についての要望書（回答）

保健所では生活衛生に関する相談を住民の方から多数受けております。この中で、ダニアレルギーや暖房器具等による空気汚染などの相談のほかに、最近はいわゆるシックハウス症候群についての相談が増えてきています。

東京都が「子どもガイドライン—室内空気編」を平成15年1月に策定したことを受け、とくに子どもへの化学物質の健康影響をできるだけ少なくすることを住民の方に理解してもらうため、保健所では平成15年度は下記のような取り組みをしてきました。また、次年度に策定予定の新基本計画にも「生活環境の安全を確保する」一つの方策として取り入れ、今後も積極的にシックハウス問題へ取り組んでいきたいと考えております。

また、保健所ではありませんが、環境清掃部環境課では都条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）に基づき小型焼却炉等による廃棄物の焼却について指導を行っています。

当方の力不足や限りある予算などのため取り組みが始まったばかりであり、今回、貴センターの要望書の全てには答えておりません。今後、お互いの協力、情報交換など連携よう期待しております。

記

1 今年度のシックハウス問題への取り組み

- 平成15年7～9月 子どもの利用施設に対するVOCアンケートを実施しました。区施設、保育園、幼稚園、学校などを対象に263施設を調査しました。その結果は以下のとおりでした（201回収率78%）。①ワックスがけや殺虫剤散布後の換気は行っているが、換気時間の把握をしておらず、その化学物質成分についても把握ができていなかった。②購入する教材用品についても含有する化学物質について考慮していない施設が多かった。
- 平成15年9月 35施設、149部屋で、7物質について室内空気環境の測定をしました。指針値を上回った施設には、児童等への健康影響について確認の上、換気扇の設置等を指導して改善することができました。
- 平成15年9～12月 区施設のシックハウス対策のため、建築関係課・保健所が合同で「区施設シックハウス対策の手引き」を作成し、平成16年1月に公表し、2月に建物管理をする部署に対し説明会を開催しました。
- 平成16年2月 江東ブロック学校事務員研修会でシックスクール問題について講義をしました。

2 受動喫煙防止対策の取り組み

- 平成15年10月 「区施設における受動喫煙防止対策に関する指針」策定しました。現在、区施設の約半数が禁煙又は分煙対策を実施しており、指針により次年度中に全ての施設で受動喫煙防止対策をする予定です。

問い合わせ先：足立保健所生活衛生課
衛生調整担当 高橋朝子
住居衛生係 鈴木龍雄
電話 03(3880)5375
FAX03(3880)6998

子どもの利用施設におけるVOCアンケート調査結果

足立保健所生活衛生課

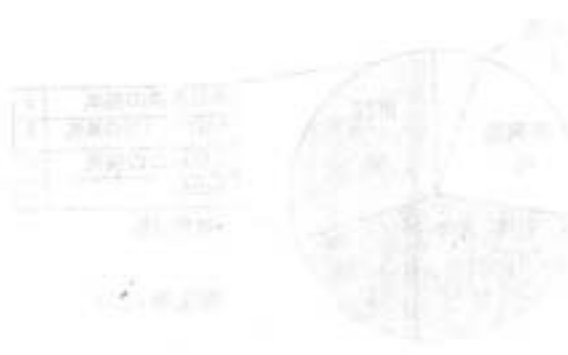
- 調査時期 平成15年7月～9月
- 調査施設 区内施設 263施設
(内訳) 区立施設 177 担当部所 4 私立施設 82
- 回収数 201区立施設 4部所
- 回収率 78%

○調査結果の概要

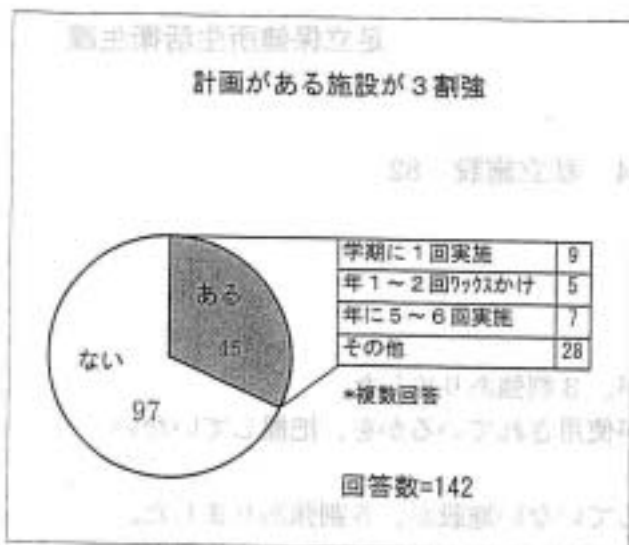
- ・化学物質を使用する清掃業務の年間計画のある施設が、3割強ありました。
- ・床ワックスなどの清掃業務で、どのような化学物質が使用されているかを、把握していない施設は、5割強ありました。
- ・床ワックス使用後の換気において、その時間を考慮していない施設が、5割強ありました。
- ・殺虫業務において、どのような化学物質が使用されているのかを、把握していない施設が、約7割ありました。
- ・殺虫業務実施後の換気において、その時間を考慮していない施設が、4割強ありました。
- ・教材用品を購入する際に、化学物質を考慮していない施設が、5割ありました。
- ・施設を改修する際に、仕様書にシックスクール対策を明記していない施設が、約6割ありました。
- ・ペンキやニス等の化学物質を使用する修理を施設独自で行う際に、シックスクール対策を考慮している施設は、3割弱でした。
- ・什器購入の際の仕様書において、シックスクール対策を明記していない施設は、5割強ありました。(私立のみ)
- ・什器購入後に揮発性有機化合物の検査を行っていない施設が、9割強でした。(私立のみ)

○まとめ

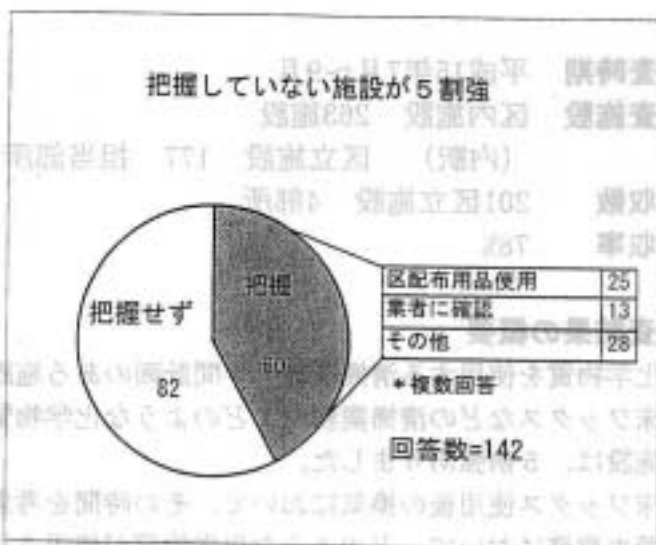
ワックスがけや殺虫業務を行った後は、換気をしていましたが、ほとんどの施設がその時間を把握していませんでした。また、購入する教材用品に含まれる化学物質を考慮していない施設が多くありました。このため有効な換気方法、教材用品等の購入の際の注意事項等の具体的な対策が必要と思われます。



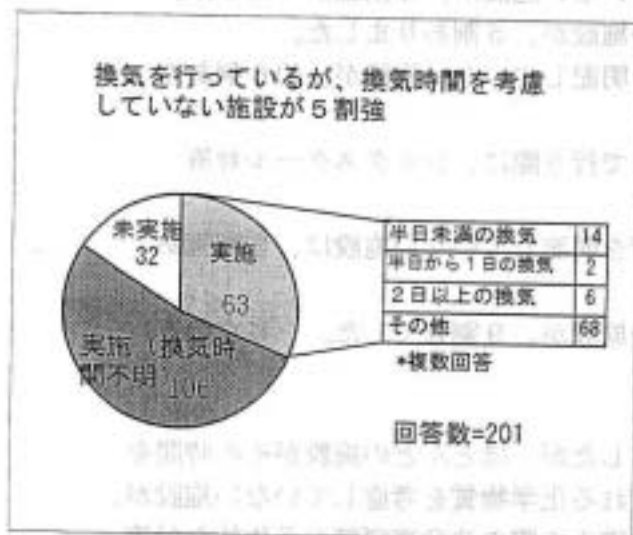
1. 化学物質を使用する清掃業務年間計画はありますか？¹⁾



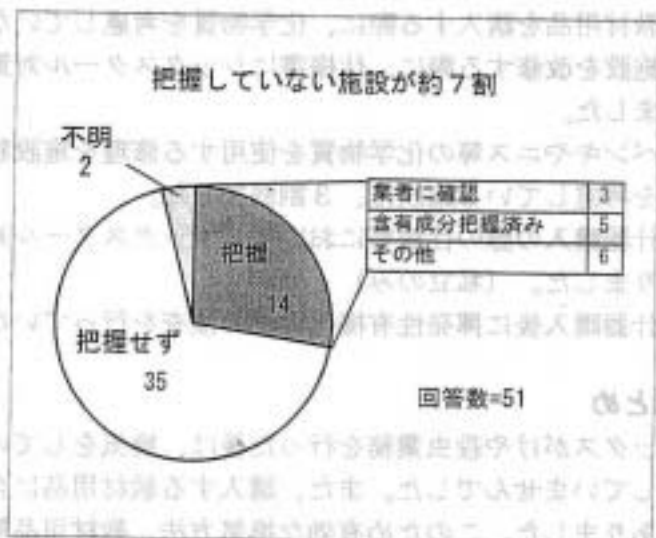
2. 床ワックスなどの清掃業務でどのような化学物質が使用されているか把握していますか？¹⁾



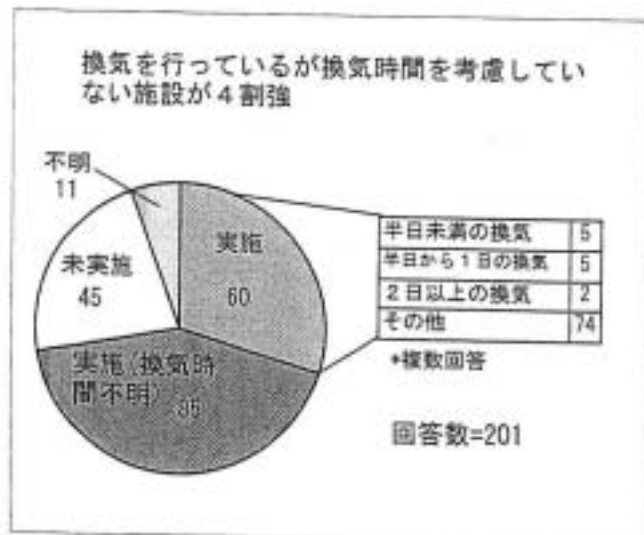
3. 床ワックス使用後は、十分な換気を行っていますか？²⁾



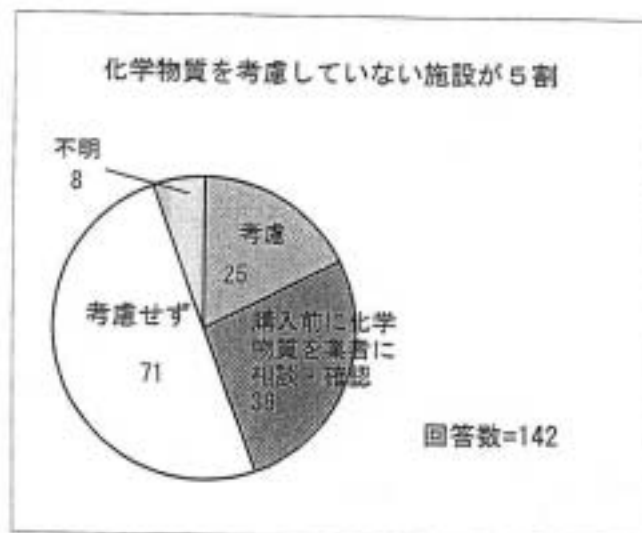
4. 殺虫業務でどのような化学物質が使用されているか把握していますか？³⁾



5. 殺虫業務実施後は、十分な換気を行っていますか？²⁾



6. 教材用品を購入する際に、化学物質を考慮していますか？⁴⁾



足立区 室内空気環境実態調査実施結果

足立保健所生活衛生課・衛生試験所

1. 日常の空気測定(H15年9月実施)

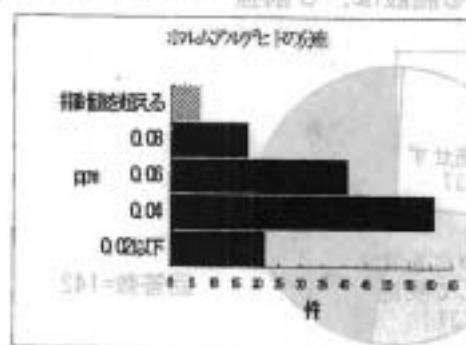
子どもが利用する施設を中心に、7物質*(ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン・パラジクロロベンゼン)について149箇所の測定を行なった。その結果は表1のとおりであった。

表1 室内空気環境実態調査結果

分類	対象施設	施設数	部屋数	厚労省の指針値を超えた部屋数*		
				ホルムアルデヒド	トルエン	パラジクロロベンゼン
教育施設	学校(定期検査)	22	110	6		
	幼稚園(定期検査)	1	5			
特定建築物	事務所	2	9	1		
	店舗	2	8			
	遊戯場	1	4		1	
子供が利用する公共施設	児童館	2	3			1
	保育園	4	8			
	図書館	1	2			
合計		35	149	7	1	1

*キシレン、アセトアルデヒド、スチレン、エチルベンゼンに関しては厚労省の指針値を超えた部屋はなかった。

ホルムアルデヒド以外の物質については、大半が指針値の10分の1以下であったのに対し、ホルムアルデヒドについては、指針値を下回っていても、右のグラフのように高い値にも分布している。夏季の室温が高い場合は、指針値を超える可能性が懸念される。



2. 不適合になった施設等への対応

学校(定期検査)で指針値を超えた部屋については、後日再検査を行い、すべて適合となった。他の施設については、改善指導を行なった。

また、修繕工事等にもなう空気環境測定により指針値を上回る相談が寄せられ、換気の方法について検討し、改善後に再検査を行ない、適合であることを確認した。

表2 改善指導のための検査実施数

	施設数	検体数
パッシブ法	15 (2)	35 (2)
簡易(検知管)法	13 (0)	15 (0)

()内は指針値を超えた数

* (参考)

ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	パラジクロロベンゼン	アセトアルデヒド	スチレン	エチルベンゼン
●○	●○	●○	●	○	○	○

● = 文部科学省 学校保健法 学校環境衛生の基準
○ = 国土交通省 住宅品質確保法 住宅性能表示制度

区施設における受動喫煙防止対策に関する指針

平成 15 年 10 月 31 日

区 長 決 定

1. 目的

この指針は、受動喫煙の健康に与える影響等を排除するために区施設において講ずべき対策（以下「受動喫煙防止対策」という。）を定め、区民および職員の健康の保持増進ならびに快適な庁内環境づくりの促進を図ることを目的とする。

2. 指針における用語の定義

本指針の用語については、次のとおりとする。

- (1) 「建物内禁煙」とは、建物内での禁煙をいい、ベランダ、屋上、庭等の屋外での喫煙は可能とする。
- (2) 「敷地内禁煙」とは、建物およびその敷地全体における禁煙をいう。
- (3) 「完全分煙」とは、建物内において喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように分割することをいう。
- (4) 「子どもが関わる施設」とは、保育園、幼稚園、小中学校その他もっぱら未成年者が利用する施設をいう。

3. 基本的な考え方

受動喫煙防止対策の基本的な考え方は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条にうたわれている「受動喫煙防止」を遵守するとともに、「受動喫煙防止対策について」（平成 15 年 4 月 30 日 健発第 0430003 号 厚生労働省健康局長通知）および「職場における喫煙対策に関する指針」（平成 15 年 7 月 10 日 勤職-223 人事院事務総局勤務条件局長通知）を踏まえ次のとおりとする。

- (1) 子どもが関わる施設および衛生部施設においては、建物内禁煙とし、可能な場合は敷地内禁煙を実施するものとする。
- (2) その他の施設においては、原則として建物内禁煙とする。ただし、建物内禁煙が困難な場合は、完全分煙とする。

4. 喫煙場所の設置基準

完全分煙の場合においては、次の基準を全て満たさなければならない。

- (1) 喫煙場所の煙等が非喫煙場所に拡散する前に全て吸引し、煙等を建物外に排出する換気扇等排気装置（空気清浄機は該当しない。）が設置されていること。
- (2) 喫煙場所と非喫煙場所との境界において、喫煙場所に向かう風速が 0.2m/s 以上となるように必要な措置が講じられていること。

5. 受動喫煙防止対策の推進

足立区庁舎管理規則（昭和42年足立区規則第38号）第2条に定めのある「庁舎管理者」は、受動喫煙防止対策の推進のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 本指針を職員に周知徹底し、受動喫煙防止対策に責任を持つこと。
- (2) 本指針により「建物内禁煙」または「敷地内禁煙」に位置付けられた施設ではその旨を表示し、完全分煙を行っている施設では明確に喫煙場所の表示を行うこと。
- (3) 来庁者等施設利用者の理解と協力を得るよう努めること。
- (4) 既存施設においては、施設の状況を踏まえ本指針に定めのある措置を速やかに実施（目標年次2004年度末）するよう努めること。
- (5) 施設の新築、増改築、移転等の際はこの指針を遵守すること。

6. 評価

「足立区たばこ対策推進会議」は、本指針に定める区施設の受動喫煙防止対策について、各施設の状況を年1回以上調査し、評価を行なうこととする。

7. その他

職員の禁煙サポート対策については、主任産業医および保健師による健康相談等を活用する。